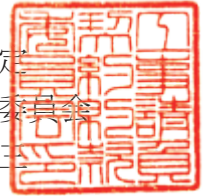


別添

約款購入者の皆様へ

民間(七会)連合協定  
工事請負契約約款委員会  
委員長 古阪 秀三



#### 民間(七会)連合協定 リフォーム工事請負契約約款の一部追記について

令和6年6月の建設業法改正（令和6年12月13日施行）により、同法第19条（建設工事の請負契約の内容）第1項第8号において、契約締結に際して「価格等の変動等に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及び変更をする際の請負代金額の算定方法」に関する定めをすることが求められております。

そこで、リフォーム工事請負契約約款 第13条工事の変更、工期の変更、工事請負代金額の変更（4）」に関して、別紙「対応追記」の通り一部追記を行うことにより、上記建設業法の改正に対応することといたしました。

つきましては、リフォーム工事請負契約約款を購入された方は、今後契約を締結するに当たっては、別紙「対応追記」を契約書と一体として綴じ込んで契約するようお願い致します。

なお、現在、上記改正建設業法については、令和7年12月施行部分を含めて、約款改正を検討中であり、来年（2025年）内に上記「対応追記」部分を含めた約款改正版を発行する予定です。

以 上

民間(七会)連合協定 リフォーム工事請負契約約款

改正建設業法（令和6年6月）対応追記

（対応追記は下線部分）

第13条 工事の変更、工期の変更、工事請負代金額の変更

- (1) [省略]
- (2) [省略]
- (3) [省略]

- (4) 本条（1）ないし（3）により工事の内容の追加又は変更もしくは工期の変更があったとき、又は契約期間内に経済事情の激変などによって工事請負代金額が明らかに適当でないと認められるときは、発注者又は受注者は、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる工事請負代金額の変更を求めることができる。

なお、請負代金額を変更するときは、工事費内訳書（合意資料）の単価による。